

平成二十二年第十一回

荒川区教育委員会定例会

平成二十二年六月二十五日  
於）荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成二十二年荒川区教育委員会第十二回定例会

一 日 時 平成二十二年六月二十五日 午後二時三十分

二 場 所 特別会議室

三 出席委員 委員長職務代理者 高野照夫

委員 小林敦子

委員 青山侷

教育長 川寄祐弘

教育総務部長 新井基司

教育施設課長 入野隆二

学務課長 樋口隆之

社会教育課長 三枝直樹

社会体育課長 佐藤泰祥

指導室長 鈴木清文

南千住図書館長

五

案  
件

(一) 審議事項

議案第二十五号

荒川区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

議案第二十六号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第二十七号

荒川区立学校の副校長の任用について

(二) 報告事項

ア 荒川区コミュニティカレッジの実施について

(三) その他

書	書	書
記	記	記
湯	浅	大
田	沼	谷
道	佳	
徳	子	実

委員長

では、荒川区教育委員会第十二回定例会を開催いたします。

出席委員数のご報告を申し上げます。四名でございます。

会議録の署名委員は、小林委員及び川寄委員にお願いいたします。

教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長

本日の審議、よろしくお願いいたします。

委員長

それから、青山先生が少し遅れますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、議案が三件、報告事項が一件でございます。

まず、議案審議を行います。本日の議案のうち議案第二十七号「荒川区立学校の副校長の任用について」は人事の案件でございます。そのため、始めに皆様にお諮りしたいのですけれども、議案第二十七号はプライバシーに関わることなので、本日の委員会の最後に秘密会として、事務局退席の上、審議させていただきたく思いますが、よろしいですか。

（委員一同　————— 異議なし）

委員長

それでは、議案第二十七号は本日の委員会の最後に秘密会として審議いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第二十五号「荒川区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する

規則」についてを議題といたします。議案第二十五号についてご説明をお願いします。教育総務課長、よろしくお願いします。

教育総務課長

それでは、私からご説明をいたします。

議案第二十五号「荒川区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

議案のご説明に入ります前に、冒頭、本議案の中心でございます教育委員会の権限の教育長への委任につきまして若干補足をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様のお手元の議案第二十五号の資料の一番最後のところに参考資料といたしまして、「荒川区教育委員会の権限委任に関する規則」をつけてございます。教育委員会は学校その他教育機関の設置管理、あるいは教育委員会事務局、学校その他教育機関の職員の任命など、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務を管理執行するという職務権限を持つております。その職務権限の発揮に当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条に基づき、教育委員会の規則に定めることにより、本来、教育委員会の権限に属する事務を一部、常勤の一般職としての身分を併せて持つております教育長に委任または臨時代理させることができるかと定めております。このような規定を踏まえ、荒川区におきましても、ただいまご紹介を差し上げましたお手元の参考資料のとおり、「荒川区教育委員会の権限委任に関する規則」が定められ、この第二条「教育長委任事項」の欄に記載のとおり、教育委員会の固有の事務や、あるいは東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の規定により、区の教育委員会が処理することとされており、その執行を管理

することとなってございます。

表紙に戻らせていただきます。

本日の議案第二十五号でございますけれども、提案理由並びに下の内容の欄に記載がありますように、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の改正に伴いまして、新たに荒川区教育委員会の管理執行すべきものとなりました三つの事務を教育長の委任事項に追加をいたしましたして、その執行に当たらせるものでございます。

新たに委任をいたします三つの事務でございますけれども、内容の二のとおり三つ記載をさせていただいております。

一つ目は、東京都におきまして、この度、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正されました。この条例の改正の中で超過勤務手当を支給すべき職員に対しまして、希望した場合には、その手当の一部の支給に替わりまして代休時間を与える制度が設けられました。このことによりまして、超勤代休時間と申しますが、手当の支給に替えまして、代休を与える時間の承認につきましては区立学校職員に対して行う事務が必要になったものでございます。この事務につきまして荒川区教育委員会から荒川区教育長へ、その執行を委任するものでございます。

それから、二番目の子ども手当の認定及び支給に関する事務でございますけれども、これまでの児童手当に替わって新たに発足をいたしました子ども手当につきまして、区立学校の教員等に関わる者の認定及び支給に係る事務が発生をいたしました。この事務につきまして教育委員会から教育長に委任をするものでございます。

三つ目につきましては、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴

いまして、三歳未満の子の育児を行います幼稚園教育職員や小学校就学前の子どもの育児や要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の時間外勤務の制限に関する事務が発生をいたしました。前回の委員会でもご審議をいただきましたところですが、昨年、男女ともに子育てや家族の介護等しながら働き続けられる雇用環境の整備を図るため、国におきまして育児介護休業法の改正を行いました。それに伴いまして、荒川区におきましては、現在開会中の第二回定例区議会に幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正議案を提出しました。その中で発生をした業務でございます。

具体的な条文でございますけれども、次のページの新旧対照表のとおり、冒頭ご紹介をいたしました「荒川区教育委員会の権限委任に関する規則」の第二条に新たに下線の三つの部分、ただいまご紹介をいたしました区立学校職員の超勤代休時間の承認に関すること、子ども手当の認定及び支給に係る事務、それから三歳未満の子の育児を行う幼稚園教育職員の時間外勤務の制限に関すること並びに小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の時間外勤務の制限に関することといった記載を加えるものでございます。

なお、この規則につきましては、公布の日、ただいまご紹介をいたしました幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正を今議会でご審議をいただいておりますので、その審議が可決をされ、公布される日と同日を予定しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長

ありがとうございます。

「荒川区教育委員会の権限委任に関する規則」の二のところの主な改正の三点につきまして教育長へ委任するというところでございます。

質疑ございますでしょうか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

質疑がなければ終了いたします。

議案第二十五号について意見はありませんか。

(委員一同 ―――― 意見なし)

委員長

では、条例等の改正で必要となった事務の処理を教育長にお願いすることになりました。議案のとおり決定いたします。

異議ないですね。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第二十五号「荒川区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございます。

続きまして、議案第二十六号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてを議題といたします。議案第二十六号についてご説明をお願い



いたします。

教育総務課長

それでは、議案第二十六号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。

初めに提案理由でございます。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年荒川区条例第四号）の改正に伴い、同条例施行規則（平成十二年荒川区教育委員会規則第一号）につきまして必要な改正を行うものでございます。

先ほどの議案第二十五号の説明の際にも触れましたとおり、昨年、男女ともに子育てや家族の介護等をしながら働き続けられる雇用環境の整備を図るため、国におきましては育児介護休業法の改正を行いました。この法改正を踏まえまして、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する議案を提出し、短期の介護休暇の新設、三歳未満の子の育児を行う幼稚園教育職員に対する時間外の免除や、小学校就学前の子どもの育児や、要介護者の介護を行う幼稚園教育職員に対し、規則が定める時間を超える時間外勤務を制限する等の内容とする条例改正を予定しているところでございます。

今回の規則改正でございますが、この条例の改正について必要な細目を定めるための規定の整備を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、内容欄記載のとおり、第八条は、小学校就学前の子の育児を行う職員の勤務時間の制限について必要な手続の規定を整備するものでございます。

第八条の二は、小学校就学前の子どもの育児や要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の時間外

の勤務の制限につきまして同様にご同様にごに手続の規定を整備するとともに、条例におきまして教育委員会規則が定めるとしておりました上限時間を、具体的に月二十四時間、年間百五十時間と規定をするものでございます。

第十九条は、条例におきまして妊娠初期休暇を妊娠症状対応休暇と改めることを踏まえまして、その対象につきまして具体的に定めるものでございます。具体的には、妊娠中の全期間における妊娠を起因とする諸症状を対象とする旨を明示するとともに、休暇の取得単位と期間につきまして一回の妊娠について二回まで、日を単位として合計十日以内で取得できる旨を規定するものでございます。

それから、第二十九条の二は、子の看護のための休暇につきまして、その取得要件につきまして、現在、子の負傷、疾病にかかわった子どもの世話のためという規定になってございますけれども、これに加えて、疾病の予防を図るために必要な世話といった事項を追加いたします。疾病の予防を図るために健康診断、予防接種等を受ける際に必要な場合については、子の看護のための休暇の対象とするといった内容に拡大をするものでございます。併せまして、取得可能日数につきまして、現行五日となっておりましたけれども、二人以上のお子さんがある場合につきましては、年十日を上限として付与できるように規定を改めるものでございます。

それから、第二十九条の三でございまして、今回の育児介護休業法の改正を踏まえ、新たに設置をされます短期の介護休暇につきまして、その取得要件を介護の対象となる者につきまして二週間以上継続して介護を必要とする状態の者と規定をさせていただくものでございます。また、取得日数につきまして、年五日、二人以上の介護の対象者がいる場合につきましては、年十日を上限として付与できるように規定を制定するものでございます。

併せまして、その他の条項につきまして必要な字句の整理を行うものでございます。

施行は、公布の日、こちらにつきましても議案第二十五条と同様に、現在審議をしております条例の公布日と同日を予定しているところでございます。

次ページ以降には規則改正の公布文案、条項の新旧対照表を添付しているところでございます。内容につきましてはただいまご説明をしたとおりでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長

ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして質疑ございませんでしょうか。

(委員一同 ――― 意見なし)

委員長

特になければ、前回審議した条例改正を踏まえた必要な細目を定める主なものです。

議案第二十六号について案のとおり決定したいと思います。異議ありませんか。

(委員一同 ――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第二十六号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたしました。

次に、最初にお話いたしましたとおり、報告事項に移ります。「荒川区コミュニティカレッジの実施について」説明をお願いいたします。

社会教育課長

「荒川区コミュニティカレッジの実施について」ご説明いたします。  
骨子でございます。

区と区民の協働のもと「幸福実感都市あらかわ」を実現するため、地域社会を担う人材育成の場として、荒川コミュニティカレッジの実施（案）がまとまったので報告するものでございます。

一の開校目的でございますが、区民による区民のための「幸福実感都市」実現に向けた学びの場として開校するものでございます。

二の対象者でございますが、原則として十八歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象といたします。

三の履修期間ですが、履修期間を二年間とし、一年次の基礎課程は、地域活動等にかかわる知識やコミュニケーション力の技術を学習します。二年次の専門課程は、各専門学科に分かれ、体験学習の実施、個人・グループでの研究等により、実践的に地域活動を学習いたします。

四の履修課程でございますが、次のところにございます別紙のA三の資料一をご覧ください。  
コミュニティカレッジの履修課程でございます。

必修科目の基礎課程といたしまして、一年次につきましては三つのコースを設けました。定員につきましてはそれぞれ三十人となっております。

あらかわ入門コースですが、こちらは平日の午前に講義を実施するコースで、初心者を対象といたしました。荒川区のまちを知り、地域の魅力や課題を知ることから始め、自分がやりたい活動への一歩へつなげていくコースでございます。

真ん中の地域活動パワーアップコースAですが、平日の午後に講義を実施するコースで、既に

地域活動を実施している方を対象といたしまして、まちの魅力・課題を見直しながら地域で活動するための実力をつけるコースでございます。

一番右の地域活動パワーアップコースBでございますが、こちらにつきましては、平日の夜間及び土曜日に講義を実施するコースで、平日の昼間に参加が困難な方を対象としまして、まちの魅力・課題を見直しながら地域で活動するための実力をつけるコースです。さらに、入門コースの内容も一部含めたコースとなっております。

次に、専門課程の二年次でございます。真ん中のところでございます。二年次の昼間の学科につきましては、まちづくり学科、健康・福祉学科・共育学科の三クラスに分かれて受講していただきます。夜間の学科につきましては、まちづくり学科一学科となっております。こちらにつきましては、講義のほか、活動体験や個人研究、あるいはゼミナール等を実施してまいります。一番下の欄でございますが、選択科目につきましては、一年次、二年次、共通になってございます。

選択科目一の公開講座でございますが、コミュニティカレッジを多くの区民にPRするために講演会等を開催するものでございます。

選択科目二でございますが、こちらは既に各所管、荒川区や社会福祉協議会等で実施している講座と連携をしまして、受講者が希望する講座に参加するものでございます。

選択科目三につきましては、コミュニティカレッジ独自の養成講座として開催するもので、コミュニティカレッジの受講者以外の方も参加できる講座となっております。

恐れ入りますが、もう一度、A四の資料にお戻りいただきたく思います。A四の資料の裏面でございます。

(三)の単位の取得でございます。一時間を一単位としまして、必修科目・選択科目、合わせて二年間で百単位の習得をもって終了といたします。

五の学習の場でございますが、講義は、サンパール荒川六階の会議室を中心として行いまして、区内の生涯学習施設を使用するほか、体験学習の場として各地域の公共施設や活動現場等を学習の場とするものでございます。

六の費用でございます。受講にかかわる費用につきましては、負担にならない金額ということで、あらかじめ入門コースは年額一万円、地域活動パワーアップコースA及びBにつきましては一万二千元でございます。そのほかに活動保険料につきましては本人負担とさせていただきます。

次に、七の講師陣でございます。講師は、荒川区政に精通した人材を中心に、荒川区独自の強みを生かした多彩な人材の活用を特色といたします。

(一)の区の職員の活用といたしまして、区政の専門的な分野につきましては、区の管理職等を講師として活用することとしております。

(二)の地域人材との連携でございますが、地域活動に必要な生きた知識、技術を学ぶ分野につきましましては、現場で実際に地域活動を実践している区民の方を講師として迎えることとしております。

(三)の専門家の活用としまして、多様な学習ニーズにこたえるため、専門的かつ実践的な内容に対応できる大学教授等の講師陣を整えてまいりたいと考えてございます。

最後に、今後の予定でございますが、七月十一日に受講者募集の区報掲載等をししまして、十月開校ということで、十月二日、入学式を予定してございます。

お手元の入学案内（案）という冊子がございますが、こちらに詳細を記載してございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

どなたかご質問ございますでしょうか。

小林委員

これは基礎課程があつて、専門課程があつて、ここで一応、終了ということですが、こういったところというのは希望者の方が留年したいとか、そういったこともあると聞いているのですが。

社会教育課長

基礎課程が終わりました、二年次にこの三つのコースに分かれていただいで、終了ということでございますが、例えば、まちづくり学科を最初にやりましたけれども、ほかのところも受けたということであれば、再度、その学科のほうに受け入れるという体制は整えてまいりたいと。

小林委員

再入学も可能ということですか。

社会教育課長

そうです。

小林委員

わかりました。ありがとうございます。

委員長

ありがとうございます。

お願いします。

高田委員

単位を取得すると何かあるのですか。

社会教育課長

荒川コミュニティカレッジ独自の学士を出したいなということで今調整をしているところです。

小林委員

大学院もぜひ……。

高田委員

ケーブルテレビで時々、いろいろな講座のビデオをやっていますね。一年ぐらい前のとか、あれは何なのだろう。区民カレッジの？

社会教育課長

ケーブルテレビでは生涯学習センターで行っている区民カレッジ等が流れています。

高田委員

区民カレッジのを一年ぐらいたってからまた前編、後編と流している……。

社会教育課長

はい。

高田委員

これはそういうのはないのでしよう。

社会教育課長

今のところそこまではちよっと。



高田委員

ビデオを撮ったりはしないのでしよう。

社会教育課長

はい。長期的に月に二回から三回になりますので、年間二十四回程度というふうに基礎課程では考えてございます。

高田委員

続けられる人しか参加できないのだね。夜の部もありますか。

社会教育課長

全体の七割で一応、修了と考えてございます。一〇〇%出ていただくのが一番いいかもしれませんが、皆さんお忙しいので、七割程度出席していただければ修了というふうに考えてございます。

委員長

ありがとうございます。

これはパワーアップですが、パワーアップしたら、その成果は研究発表会みたいにしてほしいのですか。大変ですけれども。

社会教育課長

パワーアップコース、あるいは学園祭のときに学んだものを成果発表という形で最後、発表していただくというような形を今考えてございます。

高田委員

この事業を契機にして、卒業生がいろいろなボランティア活動に参加してくれることを期待し

たいですね。

社会教育課長

専門課程では受講生が実際に活動しているところに行きまして、そこで体験学習をして、自分でどういったことをやりたいかというのを実際に学んでもらって、もしできれば体験したところにそのまま入っていたら、あるいはまた違うところに行っていたら、というような形。あるいは自分たちで何かを立ち上げてやっていくというようなことを今のところ考えてございます。

教育部長

入学案内（案）があるので、これの十六ページ、十七ページに「荒川コミュニティカレッジってどんなところ？何が学べるの？」と、科目だけつけても説明しきれないだろうというところでフロー図をつくらせていただきました。ご覧いただければと思います。

高田委員

その後、卒業してから地域の活動をするんだ。

委員長

学園祭で発表というところと入学するかな。せっかくですものね。

教育部長

趣旨をご説明しても受けとめ方がご覧いただいた方々がそれぞれ違うといけないので、こういうふうに例えの例で表してみたということ。佐藤課長の苦心の作でございます。

委員長

そうですか。

小林委員

荒川区で図書館との児童の複合施設が予定されているかと思うのですが、かなりボランティアさんも必要とされていると思うのですね。コミュニティカレッジで学んでくださった方がそういうところでボランティアをしてくださるといいなというような気がしていて、専門課程の内容を見せていただくと、共育学科で幼児教育・青少年教育・子育て支援とありますし、かなり有望なのではないかなという思いもあります。

社会教育課長

そうですね。今、複合施設の検討の中で児童育成施設の中ではボランティアの活用ということも考えてございますので、このコミュニティカレッジで学んだ卒業生がその施設のほうで活躍していただくといい場にもなるかなというふうに考えています。

小林委員

そうですね。

委員長

ありがとうございます。

自分たちが学んだこと、それを社会に還元する、利活用できる、ボランティアをたくさん養成する施策になったら大変うれしいです。

そのほかご意見ございますでしょうか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

では、なければ、先ほどご承認いただきましたように、議案第二十七号「荒川区立学校の副校長の任用について」を議題としたいと思います。

秘密会となりましたので、よろしくご協力をお願いいたします。

(以下秘密会)

—  
—  
了  
—  
—